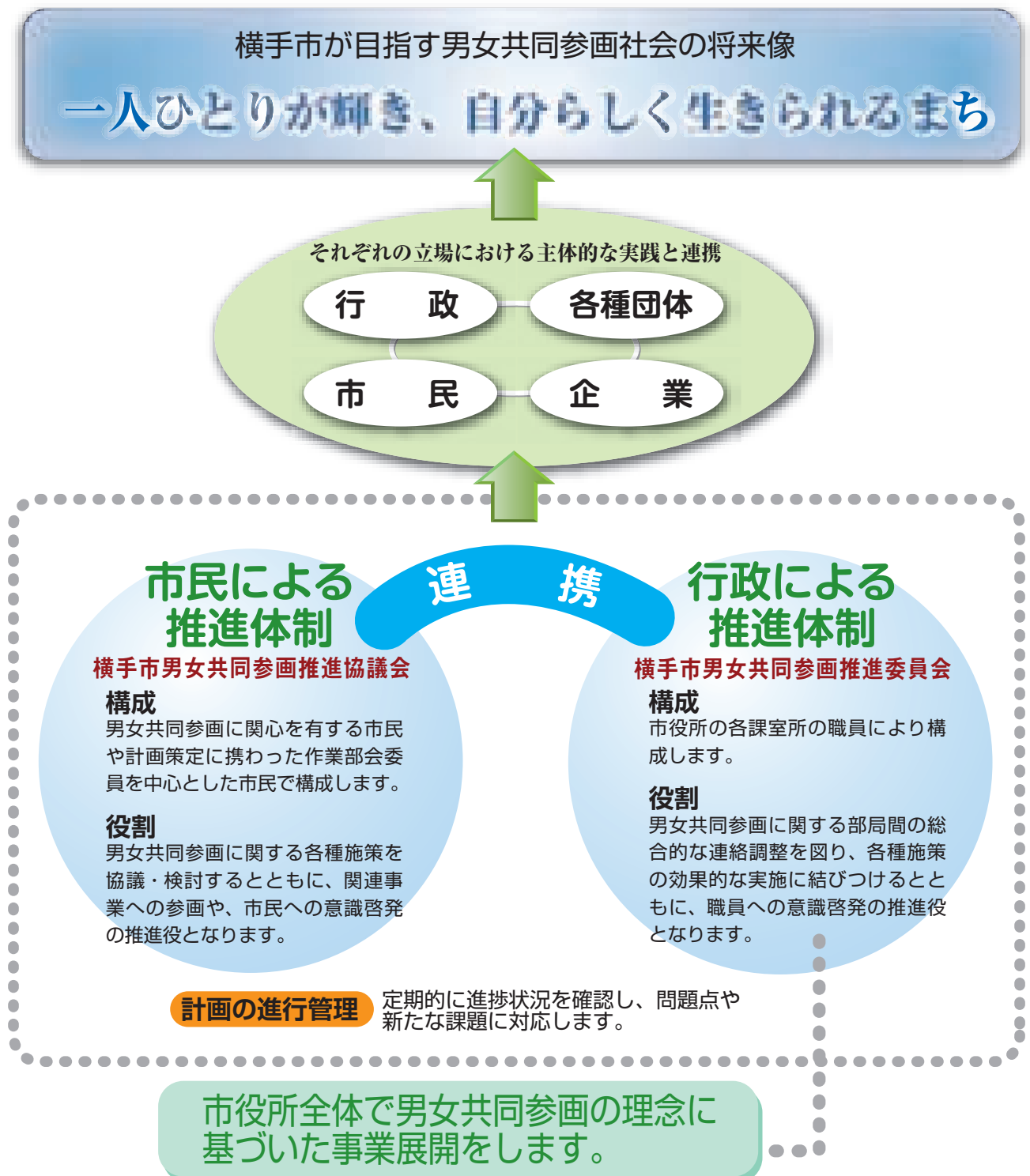


### 3. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、「横手市男女共同参画推進協議会」や「横手市男女共同参画推進委員会」に対して定期的に進捗状況を報告し、現状や問題点などを洗い出すとともに、緊急な課題や新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 計画の推進と進行管理



## 参 考 資 料

### 横手市男女共同参画行動計画（第 1 次）からの主な変更点

#### ○第 2 次計画へ新規追加した項目

| 基本目標<br>(分野) | 基本<br>施策 | 施策の<br>方向・<br>内容 | 行 動 計 画                                | 追 加 理 由                                                                                      |
|--------------|----------|------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家族・家庭        | ①        | ア                | 生活実態調査の結果をもとにした家事・育児・介護への協力度シート作成・配布   | 家事は何らかの形で評価されるべきで、家事評価パターンは作成するべき。                                                           |
| 家族・家庭        | ①        | イ                | 横手市版啓発チラシを作成し、各種講座等で活用                 | わかりやすいパンフレットやチラシが必要。                                                                         |
| 家族・家庭        | ①        | ウ                | 学童保育指導員の資質向上のための研修会の実施と参加促進            | 学童保育は、指導員の人数・保育内容に不安があるし、対象学年の見直しが必要（5、6年生も対象にするべき）。                                         |
| 社会活動         | ①        | ア                | 各種審議会等における委員の選出方法の見直しを図り、女性の参画を推進      | 政策決定の場の男女比率の偏りが解消されていない。格差是正の努力をし続けることが必要。（ポジティブ・アクションの導入）                                   |
| 社会活動         | ①        | イ                | 女性の人材リストの作成と活用                         | 各種研修終了者の組織化と交流を図る必要があるため。                                                                    |
| 社会活動         | ②        | ア                | 傾聴ボランティア養成講座の開催とその活用                   | 傾聴ボランティアが効果を発揮しているところもあるため。                                                                  |
| 社会活動         | ②        | ア                | ジュニアリーダーの周知と参加促進                       | ジュニアリーダーについて、学校と家庭での周知度をあげる必要があるため。                                                          |
| 社会活動         | ②        | ア                | 学校支援ボランティアの積極的活用                       | 学校支援ボランティア制度については、600 人超が登録しているため。                                                           |
| 社会活動         | ③        | ウ                | 防災分野における政策・方針決定過程へ女性の参画拡大              | 防災に関して男女共同参画の意識が低く、取り組みが少ないことと、根強い固定的性別役割分担意識が残っている。また、男女共同参画の視点に立っての災害時の対応策について検討する必要があるため。 |
| 社会活動         | ③        | ウ                | 地域での防災や消防の取り組みに女性の力の活用                 | 同上                                                                                           |
| 社会活動         | ③        | ウ                | 女性の視点を取り入れた防災・復興の体制整備                  | 同上                                                                                           |
| 社会活動         | ③        | ウ                | 男女共同参画の視点を反映した防災訓練を各地域で実施              | 同上                                                                                           |
| 社会活動         | ③        | ウ                | 男女共同参画の視点が反映された環境保全活動の実施               | 環境に関して女性の関心は高いが、環境保全に関する分野での女性の参画が少ないため。                                                     |
| 社会活動         | ③        | ウ                | 男女共同参画の視点を踏まえ、環境保全活動を行っている地域の団体との連携の推進 | 同上                                                                                           |
| 雇用・労働        | ①        | ア                | 男性の育児休暇取得推進月間の設置                       | 男性の育児休暇取得（イクメン）促進の取り組みが必要であるため。                                                              |
| 雇用・労働        | ②        | イ                | 地域住民を対象とした子育て応援セミナーの開催                 | 対象者、主旨を明確にする必要があるため。                                                                         |
| 雇用・労働        | ③        | イ                | 商工団体と連携し研修機会の増加を図る                     | 自営業従事者に対して男女共同参画を推進するためには商工団体と連携する必要があるため。                                                   |
| 福祉・健康        | ①        | ア                | 認知症サポーター養成講座の実施と市民への正しい知識の浸透           | 認知症についての正しい知識を広める必要があるため。                                                                    |
| 福祉・健康        | ③        | ア                | 5 歳児健康相談を全地域で実施                        | 5 歳児健診は重要であるが、一部地域での実施にとどまっているため健康相談として実施。                                                   |
| 福祉・健康        | ③        | ア                | 「健康の駅よこてらくらく体操」の普及・啓発                  | 本市オリジナル体操であるが、あまり普及していないため。                                                                  |
| 福祉・健康        | ④        | ア、イ、ウ、エ          | 基本施策④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します      | DV防止法により取り組みが求められているため。                                                                      |

## 横手市男女共同参画行動計画（第 1 次）からの主な変更点

### ○第 2 次計画へ新規追加した項目

| 基本目標<br>(分野) | 基本<br>施策 | 施策の<br>方向・<br>内容 | 行 動 計 画                            | 追 加 理 由                                     |
|--------------|----------|------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|
| 福祉・健康        | ④        | ア                | D V 防止キャンペーンの実施                    | 第 1 次計画に D V 防止の取り組みについての項目が少なかったため拡充。      |
| 福祉・健康        | ④        | イ                | 被害者の自立支援に向けた支援体制の整備                | 同上                                          |
| 福祉・健康        | ④        | イ                | 小中高校生に対する D V 予防セミナーの実施            | 同上                                          |
| 福祉・健康        | ④        | ウ                | 被害者が相談しやすい体制づくり                    | 同上                                          |
| 福祉・健康        | ④        | ウ                | 地域見守りの人材育成（地域相談員）とネットワークの構築        | 同上                                          |
| 福祉・健康        | ④        | エ                | 保育所・幼稚園等において保育・教育の充実               | 同上                                          |
| 福祉・健康        | ④        | エ                | 家庭教育学級や P T A 活動において人権教育等に関する研修を実施 | 同上                                          |
| 福祉・健康        | ④        | エ                | 子育て世代の親や高齢者を対象にした人権教育等に関する研修を実施    | 同上                                          |
| 教育・行政        | ③        | ウ                | 在住外国人への多言語での情報提供や相談体制の整備           | 男女共同参画の視点に立ち、複合的に在住外国人へ状況に応じた支援を進める必要があるため。 |

### ○第 1 次計画から削除した項目

| 基本目標<br>(分野) | 基本<br>施策 | 施策の<br>方向・<br>内容 | 行 動 計 画                              | 削 除 理 由                                                  |
|--------------|----------|------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 家族・家庭        | ②        | ア                | 消費者モニター制度への男性の参加促進                   | 消費者モニター制度の廃止に伴い削除。                                       |
| 社会活動         | ①        | イ                | 女性による模擬議会の開催                         | 女性リーダー養成のための施策であるが、模擬議会など女性に限定して行う必要はない。                 |
| 雇用・労働        | ②        | イ                | 地域で育てる子育てセミナーの開催                     | 対象者、主旨を明確にする必要があるため削除し、新規計画を追加する。                        |
| 教育・行政        | ①        | イ                | 育児サークルの育成とネットワーク化                    | 地域が行う共同参画活動の目標に、育児サークルの育成・ネットワーク、子育て支援コーディネーターの設置はそぐわない。 |
| 教育・行政        | ②        | ア                | 心身の発育段階に応じた母性の重要性の教育                 | 副読本を活用した授業の実施によりカバーできる。                                  |
| 教育・行政        | ②        | ア                | 性別による固定的役割分担意識を植え付けることがないよう配慮した保育の推進 | 現状においては、必要性なしと判断。                                        |
| 教育・行政        | ②        | ウ                | PTA 活動への男性の参加と役員への女性の就任を促進           | 社会活動分野の行動計画に統合。                                          |
| 教育・行政        | ③        | ア                | 保育士、看護師、保健師への男性の積極的な募集               | 男性に限定した募集はできない。                                          |
| 教育・行政        | ③        | イ                | 男女共同参画の推進体制の強化                       | 達成済み。                                                    |
| 教育・行政        | ③        | イ                | 男女共同参画研修会等への職員の積極的な参加を促進             | ③「ア」の行動計画に統合。                                            |
| 教育・行政        | ③        | イ                | 市報やホームページによる意識啓発と情報の発信               | ①「ア」の行動計画に統合。                                            |

## 男女共同参画に関する用語集

### NPO (Non Profit Organization) ◆

医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的にしない市民の自発的な意思により活動する民間団体（非営利活動組織）のこと。

### 家族経営協定

経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう、農業経営を担っている世帯員相互間の労働条件等のルールを文書にして取り決めたもの。

### キャリアアップ

今までの経験や職歴を活かしながら、より高い資格や能力を身に付けたり高めたりすること。

### 傾聴ボランティア◆

傾聴ボランティアは福祉施設や自宅を訪問して、相手との信頼関係を前提に、話を否定することなく、じっくり聴く技術を身につけたボランティア。特別な資格は必要ないが(養成講座有)、単に話を聴くだけでなく、五感を使って思いやりの心で話し手の話を一所懸命聴き、人を理解することが求められる。

### 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けようと

する意識のこと。

「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

### コミュニティビジネス◆

地域住民が、地域のニーズへの対応や地域の課題を解決するために、ビジネス的手法で取り組む事業のこと。

### ジェンダー「社会的性別」(gender)

生物学的な性別を示す「セックス (sex)」に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような社会的に形成された男性・女性の別のことをいう。

### ジェンダー不平等指数 (GII : Gender Inequality Index)

リプロダクティブヘルス(妊産婦死亡率と、若年妊娠出産率)、エンパワーメント(議員の男女比と、初等・中等教育の男女比)、労働市場(女性の労働市場参加率)の3つの側面、5つの指標によって、ジェンダー平等度を数値化したもの。

### ジュニアリーダー◆

青少年ボランティア活動の一環として教育委員会の支援を受けて活動している中学生・高校生のことで、子ども会活動の支援や地域で活動する際に必要な知識や技能の習得を行っている。



## 女性のエンパワメント

女性が社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的変革に主体的にかかわりながら、自立する力を身に付けようとする事。

## 女性の再チャレンジ

出産、子育て等により、いったん仕事を中断した女性が再就職したり、新たな分野で起業したりしようとする事。

## セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

一般的に、職場において相手の意思に反して行われる性的な内容の発言や行動（性的嫌がらせ）を指す。

具体的には、性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

## 男女共同参画あきた F・F 推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成13年度から年次計画で人材養成している推進員の事。

F・F とはフィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取った造語。

## 男女共同参画社会

男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の事。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成のための基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日に施行された。

## ドメスティック・バイオレンス (DV : Domestic Violence)

配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力をDV (ドメスティック・バイオレンス) といい、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である。

DV は、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあり、一般的に体力的、経済的、社会的に優位にある男性が女性を抑圧し、支配する手段として暴力を振るっており、女性の基本的人権を脅かす重大な問題となっている。

## 配偶者暴力防止法

家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として平成13年に施行された。平成16年と19年に、暴力の定義や国・地方公共団体の責務、被害者の保護等の内容を拡充し改正された。

## ボランティアコーディネーター◆

「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人や社会組織のニーズ (ボランティア・ニーズ) と、「ボランティア活動の支援を求めたい」人や社会組織のニーズ (社会ニーズ) の間にあって、それぞれのニーズが充足されるために必要な支援等を行う“触媒”としての役

割を果たす専門的スタッフ。

### **ポジティブ・アクション**

#### **「積極的改善措置」(positive action)**

社会のあらゆる分野の活動に参画する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

具体的には、女性の参画比率について目標値を設けたり、男女の参画比率が一方の性に偏ることがないように、強制的に男女比等を定めるクォータ制などがある。

### **マザーズハローワーク**

子どもを持つ女性を対象としたハローワークで、出産あるいは子育てのために仕事を辞めた女性が、もう一度仕事に戻ることを支援するために厚生労働省が始めたサービス。

### **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

仕事においても私生活においても充実した社会生活をおくることができるよう、仕事も私生活もそれぞれの人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

「◆」印の付いた用語は男女共同参画に深く関りのあるものではありませんが、本計画に用いられておりますので掲載しています。

## 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。



4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成１１年６月２３日法律第７８号） 抄  
（施行期日）

第１条 この法律は、公布の日から施行する。

〔後略〕

附 則 （平成１１年７月１６日法律第１０２号） 抄  
（施行期日）

第１条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成１１年法律第８８号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔後略〕

附 則 （平成１１年１２月２２日法律第１６０号） 抄  
（施行期日）

第１条 この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成１３年１月６日から施行する。

## 秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例）

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （基本指針）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。



(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

### 第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

### 第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 21 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

第 22 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第 23 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 7 条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

〔以下省略〕

## 男女共同参画に関する国内外の動き

| 年号               | 世界の動き                                                                        | 日本の動き                                                | 秋田県の動き                             | 横手市の動き                                                                                   |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1975年<br>(昭和50年) | ・ 国際婦人年（目標：平等、発展、平和）<br>・ 国際婦人年国際会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択                       | ・ 婦人問題企画推進本部設置<br>・ 婦人問題企画推進会議開催                     |                                    |                                                                                          |
| 1977年<br>(昭和52年) |                                                                              | ・ 「国内行動計画」策定                                         |                                    |                                                                                          |
| 1979年<br>(昭和54年) | ・ 国連第34回総会「女子差別撤廃条例」採択                                                       |                                                      |                                    |                                                                                          |
| 1980年<br>(昭和55年) | ・ 「国際婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択                             |                                                      | ・ 秋田県婦人問題懇話会設置                     |                                                                                          |
| 1981年<br>(昭和56年) |                                                                              | ・ 「国内行動計画後期重点目標」策定                                   | ・ 秋田の未来をひらく婦人のための「県内行動計画」策定        |                                                                                          |
| 1985年<br>(昭和60年) | ・ 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択                     | ・ 「国籍法」改正<br>・ 「男女雇用機会均等法」公布<br>・ 「女子差別撤廃条約」批准       |                                    |                                                                                          |
| 1986年<br>(昭和61年) |                                                                              | ・ 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催             | ・ 新しい男女共同社会をめざす婦人のための「県内行動計画」策定    |                                                                                          |
| 1987年<br>(昭和62年) |                                                                              | ・ 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定                          |                                    |                                                                                          |
| 1990年<br>(平成2年)  | ・ 国連婦人の地位委員会拡大会期<br>・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 |                                                      |                                    |                                                                                          |
| 1991年<br>(平成3年)  |                                                                              | ・ 「育児休業法」公布                                          | ・ 秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」策定   |                                                                                          |
| 1994年<br>(平成6年)  |                                                                              | ・ 男女共同参画室設置<br>・ 男女共同参画審議会設置（政令）<br>・ 男女共同参画推進本部設置   |                                    | ・ 「横手市女性懇話会準備委員会」発足                                                                      |
| 1995年<br>(平成7年)  | ・ 第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択                                 | ・ 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）                              |                                    | ・ 「横手市女性懇話会」を「横手市男女参画をすすめる会」に改称<br>・ 「横手市に一さん運動」を提唱                                      |
| 1996年<br>(平成8年)  |                                                                              | ・ 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足<br>・ 「男女共同参画2000年プラン」策定 |                                    | ・ 「横手市に一さん運動提言作成委員会」設立                                                                   |
| 1997年<br>(平成9年)  |                                                                              | ・ 男女共同参画審議会設置（法律）<br>・ 「男女雇用機会均等法」改正<br>・ 「介護保険法」公布  | ・ 秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」改訂   | ・ 「横手市に一さん運動に向けての提言」策定                                                                   |
| 1998年<br>(平成10年) |                                                                              |                                                      |                                    | ・ 「横手市に一さん運動庁内検討委員会」設立<br>・ 「横手市に一さん運動提言作成委員会」が「横手市に一さん運動推進委員会」に発展<br>・ 「山内村男女共生を考える会」発足 |
| 1999年<br>(平成11年) |                                                                              | ・ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行<br>・ 「食料・農業・農村基本法」公布・施行         |                                    | ・ 「横手市に一さん運動推進委員会」が「横手市に一さん運動推進会議」に改称                                                    |
| 2000年<br>(平成12年) | ・ 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）                                                  | ・ 「男女共同参画基本計画」策定<br>・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行      | ・ 秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」策定 | ・ 「横手市男女共同参画社会行動計画」策定                                                                    |

| 年号               | 世界の動き                                                                                                       | 日本の動き                                                                                                                                                                          | 秋田県の動き                                                                                                                                                                                         | 横手市の動き                                                                                                                                 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2001年<br>(平成13年) |                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・男女共同参画局設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行</li> <li>・第1回男女共同参画週間</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県中央男女共同参画センター開設</li> <li>・「あきたF・F推進員」養成開始</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「横手市男女共同参画社会行動計画評価委員会」設立</li> </ul>                                                            |
| 2002年<br>(平成14年) |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「秋田県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・秋田県北部・南部男女共同参画センター開設</li> <li>・男女共同参画審議会設置</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「雄物川町男女共同参画懇話会」発足</li> <li>・「大森町男女共同参画社会推進委員」委嘱</li> <li>・「山内村男女共生を考える会」が「いぶきの会」に改称</li> </ul> |
| 2003年<br>(平成15年) |                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行</li> <li>・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布・施行</li> </ul>                                      |                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                        |
| 2004年<br>(平成16年) |                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正</li> </ul>                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画活動拠点施設開設（6ヶ所）</li> </ul>                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村「男女共同参画計画」策定</li> </ul>                                           |
| 2005年<br>(平成17年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> </ul>                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画活動拠点施設開設（4ヶ所）</li> <li>・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」改訂</li> </ul>                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月1日、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村が合併し「横手市」となる</li> </ul>                                 |
| 2006年<br>(平成18年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・東京閣僚共同コミュニケの採択</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新秋田県男女共同参画推進計画施行</li> <li>・男女共同参画職場づくり事業実施</li> <li>・北東北男女共同参画連携事業実施</li> <li>・あきた女性政経ゼミナール実施</li> <li>・あきたF・F推進員のステップアップ研修（F・F推進員の更新、新規養成）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画推進室」設置</li> <li>・「横手市男女共同参画行動計画」策定</li> </ul>                                           |
| 2007年<br>(平成19年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートタイム労働法」改正</li> <li>・「DV防止法」改正</li> <li>・「男女雇用機会均等対策基本方針」策定</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村における男女共同参画計画の策定達成</li> <li>・市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進事業</li> <li>・女子生徒理工系チャレンジ支援事業</li> <li>・男女の意識と生活実態調査実施</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「横手市男女共同参画推進委員会」設置</li> <li>・「横手市男女共同参画推進協議会」設置</li> </ul>                                     |
| 2008年<br>(平成20年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）、「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画加速プログラム」策定</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出</li> </ul>                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女イキイキ職場知事表彰（5社）</li> <li>・男女イキイキ職場宣言事業所取組事例集作成</li> </ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画都市宣言</li> </ul>                                                                          |
| 2009年<br>(平成21年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回報告書に対して、国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法の改正（平成21年4月1日施行）</li> <li>・育児・介護休業法改正（平成22年度施行）</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと秋田元気創造プラン策定</li> <li>・がんばる女性応援セミナー開催</li> </ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画都市宣言一周年記念フォーラム</li> </ul>                                                                |
| 2010年<br>(平成22年) |                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定</li> </ul>                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」改訂</li> </ul>                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画都市宣言二周年記念フォーラム</li> <li>・「第2次横手市男女共同参画行動計画」策定</li> </ul>                                 |

## 横手市男女共同参画推進協議会・行動計画策定作業部会

### (1) 策定の経過

| 期 日        | 内 容                                                                                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成22年5月11日 | ★第1回庁内検討委員会<br>・第1次行動計画の現状確認、実績報告<br>・第2次行動計画策定に向けて<br>・策定作業部会設置基準、会議運営要領確認<br>・策定作業部会の進め方、部会の流れ確認                                             |
| 6月1日       | ■第1回推進協議会<br>・委嘱状交付<br>・男女共同参画推進協議会設置要領改正<br>・第2次行動計画策定に向けて<br>・策定作業部会設置基準、会議運営要領確認<br>・策定作業部会の進め方、部会の流れ確認<br>・部会構成の決定<br>・協議会長・協議会副会長・作業部会長選任 |
| 6月29日      | ●第1回作業部会全体会及び作業部会<br>・朗読劇（男女共同参画ショートショートストーリー）<br>・「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を描いてみよう<br>・第1次行動計画の検証と素案づくりをしてみよう①                                  |
| 7月15日      | ●第2回作業部会全体会及び作業部会<br>・講話「5分でわかる男女共同参画」<br>・第1次行動計画の検証と素案づくりをしてみよう②                                                                             |
| 8月5日       | ●第3回作業部会全体会及び作業部会<br>・講話「雇用の現状とキャリアの考え方」<br>・第1次行動計画の検証と素案づくりをしてみよう③                                                                           |
| 9月2日       | ●第4回作業部会全体会及び作業部会<br>・講話「ストレス要因と対処」<br>・DV防止に関する取り組みを強化するために<br>・第2次行動計画素案づくり                                                                  |
| 9月29日      | ●第5回作業部会全体会及び作業部会<br>・第2次行動計画素案づくり                                                                                                             |
| 10月21日～26日 | ★庁内検討会<br>・第2次男女共同参画行動計画作業部会案の精査                                                                                                               |
| 10月28日     | ■第2回推進協議会<br>・平成22年度上半期横手市男女共同参画行動計画の実績について<br>・第2次横手市男女共同参画行動計画作業部会案について<br>・今後の行動計画策定スケジュールについて<br>・横手市男女共同参画行動計画策定に関する意見募集（パブリックコメント）について   |
| 11月1日～20日  | ※横手市男女共同参画行動計画策定に関する意見募集（パブリックコメント）の実施                                                                                                         |
| 12月7日      | ●第6回作業部会全体会及び作業部会<br>・意見募集（パブリックコメント）実施結果について<br>・意見募集結果を受けての計画案最終決定について                                                                       |
| 12月8日      | ★市議会へ中間案、中間案の修正案、意見募集実施結果報告                                                                                                                    |
| 平成23年1月11日 | ★市政策会議<br>・最終案の報告                                                                                                                              |
| 2月22日      | ★市議会へ報告                                                                                                                                        |

■：協議会  
●：作業部会  
★：庁内検討委員会など



## (2) 計画策定作業部会委員名簿

平成22年 4月 1日 委嘱

| 部 会 名   | 役 職                              | 氏 名     | 地 区・所 属            | 備 考   |
|---------|----------------------------------|---------|--------------------|-------|
| 家族・家庭部会 |                                  | 奥 山 ひとみ | 横手（公募委員）           | 副 会 長 |
|         |                                  | 鈴 木 るみ子 | 横手（地域づくり協議会）       |       |
|         |                                  | 伊 藤 直 美 | 十文字（地域づくり協議会）      |       |
|         | 部 会 長                            | 遠 藤 千 秋 | 大雄（子育て支援グループ）      |       |
|         | 書 記                              | 上 法 めい子 | 子育て支援課 児童家庭担当      |       |
|         | 書記補佐                             | 木 村 文 人 | 農業政策課 担い手育成担当      |       |
| 社会活動部会  |                                  | 内 藤 美穂子 | 増田（地域づくり協議会）       |       |
|         |                                  | 小 松 高 義 | 大雄（認定農業者連絡協議会）     |       |
|         |                                  | 戸 部 英 二 | 平鹿（人権擁護委員協議会）      |       |
|         | 部 会 長                            | 宮 原 祐 子 | 十文字（あきた F・F 推進員）   |       |
|         | 書記補佐                             | 藤 原 慶 喜 | 社会福祉課 企画調整・障がい福祉担当 |       |
|         | 書 記                              | 播 磨 康 博 | 生涯学習課 生涯学習担当       |       |
| 雇用・労働部会 |                                  | 佐 藤 慶 子 | 十文字（社会福祉協議会）       |       |
|         |                                  | 鶴 田 典 治 | 横手（横手青年会議所）        |       |
|         | 部 会 長                            | 高 橋 茂   | 横手（第1次行動計画策定委員）    |       |
|         |                                  | 藤 原 恵美子 | 山内（あきた F・F 推進員）    | 会 長   |
|         | 書 記                              | 首 藤 正 己 | 商工労働課 商工業振興・労政担当   |       |
|         | 書記補佐                             | 佐々木 賢 祐 | 建設監理課 総務管理担当       |       |
| 福祉・健康部会 |                                  | 佐 藤 弘 子 | 横手（公募委員）           |       |
|         |                                  | 伊 藤 美津子 | 大森（地域づくり協議会）       |       |
|         |                                  | 伊 藤 文 子 | 大雄（地域づくり協議会）       |       |
|         | 部 会 長                            | 佐 藤 レイ子 | 大森（あきた F・F 推進員）    |       |
|         | 書 記                              | 佐 藤 輝 明 | 高齢ふれあい課 高齢福祉担当     |       |
|         | 書記補佐                             | 菊 地 摩貴子 | 保健衛生課 健康づくり担当      |       |
| 教育・行政部会 | 部 会 長                            | 飯 野 正 和 | 平鹿（地域づくり協議会）       |       |
|         |                                  | 佐 藤 定 弘 | 雄物川（地域づくり協議会）      |       |
|         |                                  | 高 橋 恵 美 | 山内（地域づくり協議会）       |       |
|         |                                  | 野 田 英 夫 | 増田（横手市連合 P T A）    |       |
|         | 書 記                              | 栗 田 律 子 | 人事課 給与厚生担当         |       |
|         | 書記補佐                             | 後 藤 幸登子 | 学校教育課 学校給食担当       |       |
| 事 務 局   | 横手市男女共同参画・市民協働推進室 高橋 嘉・菊池覚也・柿崎規子 |         |                    |       |